株　主　各　位

証券コード　8046
（発送日）2025年６月５日
（電子提供措置の開始日）2025年６月４日

東京都中央区日本橋本町一丁目６番５号
（本店事務所　東京都中央区日本橋本町三丁目７番２号）
丸藤シートパイル株式会社
代表取締役社長　羽　生　成　夫

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

　当社ウェブサイト　https://www.mrfj.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリー」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「丸藤シートパイル」又は当社証券コード「8046」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、５頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、１頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日　　時　2025年６月26日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区新橋一丁目18番１号
航空会館　５階会議室
（ご来場の際には末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第77期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mrfj.co.jp/）及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年６月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月25日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年６月25日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

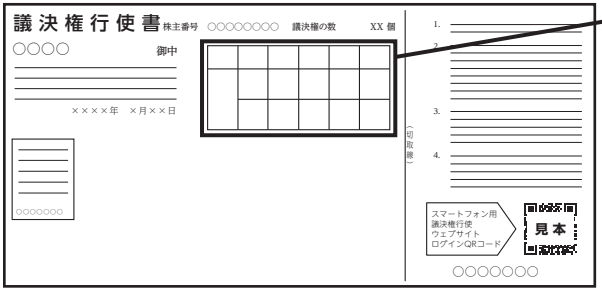

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・４・５号議案

- **賛成の場合** ≫「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫「否」の欄に○印

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫「否」の欄に○印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

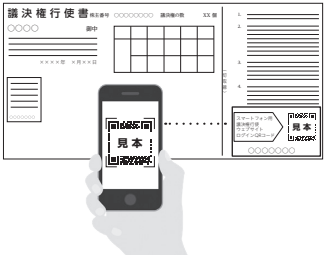

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

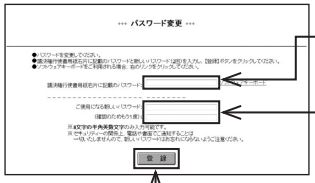

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

以　上

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境が改善するなかで、緩やかな回復基調が続きました。一方で、物価上昇の継続や金融資本市場の変動に加え、不安定な国際情勢と米国の通商政策による影響が国内経済の下押しリスクとなっており、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する建設業界におきましては、公共投資や設備投資に底堅さが見られるものの、鋼材価格の高止まりや労務費の高騰による建設コストの上昇に加え、建設従事者の高齢化や人手不足による労務需給の逼迫、時間外労働の上限規制の適用による工事の着工遅延や進捗遅れ等の影響が懸念されました。また、激甚化する自然災害やインフラ設備の老朽化による災害事故の急増など、環境変化への迅速な対応が実施されました。

このような環境の下、当社グループは採算性を重視した営業活動及び拡販活動に取り組み、建設コスト高を反映した価格改善や連結子会社との連携による工事受注の確保と、顧客ニーズへの丁寧な対応による収益拡大に注力してまいりました。また、自然災害、インフラ設備の老朽化による重大事故に対しても、資材の緊急供給と復旧支援に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は355億85百万円（前期比3.0％増）となりました。売上原価は対前期比で原価率が0.4ポイント下降した291億24百万円（前期比2.5％増）、販売費及び一般管理費は48億81百万円（前期比3.4％増）となりました。この結果、営業利益は15億79百万円（前期比11.9％増）となりました。営業外収益５億92百万円（前期比0.1％減）、営業外費用93百万円（前期比20.5％増）を加減し、経常利益は20億77百万円（前期比7.9％増）となり、特別損益及び法人税等を加減算した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は15億34百万円（前期比11.8％増）となりました。

当社の営業の部門は分かれておらず、事業の部門別売上状況は作成しておりません。なお連結子会社は当社資材輸送及び専門基礎工事の一翼を担っております。

当社グループの売上の形態別内訳は次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
販　　売	13,192	38.2	12,353	34.7
賃　　貸	4,400	12.7	4,656	13.1
工　　事	11,334	32.8	12,590	35.4
運送受託	2,888	8.4	3,216	9.0
加工受託	2,728	7.9	2,768	7.8
合　　計	34,543	100.0	35,585	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は11億97百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

本店	機械装置及び運搬具	ＲＴＧ杭打機一式
茨城工場	建物及び構築物・機械装置及び運搬具	超高圧洗浄機関係
関西工場	機械装置及び運搬具	多軸穴明機一式
名古屋工場	機械装置及び運搬具	鋼矢板自動ケレン機一式
ディ・ケイ・コム（株）	機械装置及び運搬具	マルチグリッパー

② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

道東工場	土地を除いた固定資産一式の売却及び除却
道東工場	工場用地の売却
フジ運輸（株）	車両売却

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題と具体的取り組みは以下のとおりとなります。

① 企業リスクの管理とコンプライアンスの徹底

当社グループは、企業理念に掲げる「安全・安心を守る」ことを最重要課題と位置付けております。安全・品質・人材の確保は企業存続の根幹であります。基本に立ち返り、「安全管理活動の強化と意識改革への取組み」「不安全行動の撲滅」および「心と身体の健康確保」の安全目標を掲げ、社員・協力会社のすべての関係者が一体となり、安全管理、リスク低減を実施し、労働災害撲滅、無事故・無災害を目指してまいります。また、大規模自然災害等で役職員の身体・生命の安全確保と、事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能にしていくためのＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、実施・運用してまいります。

また、様々な企業リスクに対応するための徹底した危機管理体制を整備・構築し、コンプライアンス意識の深化に取り組んでまいります。コンプライアンス体制の内部通報制度の意義・重要性を高く捉え、組織の自浄作用を健全に発揮させるために通報対応の仕組みの整備・運用の見直しを行いました。売上や利益計画達成、工期厳守のために法律や規則、安全を無視・軽視するような行為は企業の信頼と存続を極めて危うくするということを深く認識し、グループ会社並びに協力会社の全役職員でコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。また、内部統制システムの実効性の強化を更に高めてまいります。

② 中期経営計画（2024-2026） 「事業構造の変革」・「成長」・「経営力」

当社グループは、2024 年にスタートした中期経営計画（2024-2026 年度）において、重仮設資材の販売・賃貸及び技術・工事・加工を提供するコア事業の基盤強化と収益構造の変革と強靭化に取り組んでまいります。建設業界のニーズに応える重仮設資材の提供に重心を置きつつ、現場の潜在需要を見定めた新工種の提案、加工案件の受注拡大を図ってまいります。

また、整備能力・生産性の向上を図るため工場設備への積極的な投資を進め、建設資材の保有量を適切に維持・管理し資産の効率性を高めてまいります。加えて、技術力強化・業務プロセス改革のためのＩＴ関連投資を進め、成長へ繋げてまいります。

経営力を強化するためには当社グループの成長・変革を担う人材の確保・育成が必要となります。人的資本への投資を増やし、社内研修制度をさらに充実させ、社員一人ひとりが能力を向上させ、成長に向かうことができる「魅力ある企業」を目指し、更には、「経営幹部との対話ミーティング」を社内のあらゆる役職者や非管理職の小グループと実施する事を通じて、会社の方針を直接説明すると同時に社員の声を直接拾い上げ、「人を大切にして人を育て」の企業理念の実現に向けて多様な強い人材『個』が活躍できる企業を目指してまいります。

なお、当中期経営計画期間中の定量目標は以下のとおりであります。

定量的目標		
収益目標（2027年3月期、連結ベース）	売上高400億円	経常利益20億円
株主還元	配当性向30％程度を視野に入れた利益配分	

③　ＳＤＧｓへの取り組み

当社グループは「建設業界のニーズに応えた資機材および技術・工事・加工の提供を通じて社会資本の整備に貢献する」ことを企業理念として掲げております。鋼材の反復利用を行う重仮設リースは環境に優しい事業モデルであり、常に「リサイクル」・「リユース」を意識した事業展開に努めております。

運送部門では、効率的な物流管理システムを構築しております。配車状況、運転手情報を一元管理し、現場までのルートの最適化などで運送距離を短縮化し、運転手の労働負荷を減らすこととCO_2排出量削減を実現してまいります。当社やグループ会社を含めた運送会社が連携して物流の効率化に取り組み、より安全で快適な運送業務を目指すことで環境への影響を軽減してまいります。

また、高強度材を用いた山留・構台・桟橋関連商品や仮桟橋商品は再利用が可能で、現場の多様なニーズに対応可能なリース商品として提供しております。基礎工事の工法では工期短縮、削孔時のセメント材不要、建設残土の削減など、環境への負荷の大幅な軽減を実現し現場の工期進捗に貢献しております。

当社は工事部門および工場部門で着用するユニフォームを20年ぶりにリニューアルいたしました。素材にはCO_2排出削減に貢献する植物由来のストレッチ素材を採用し、機能面でも現場ニーズを多数採用しつつ、環境性、機能性、安全性を徹底追求した仕様・デザインとなっております。

今後も持続可能な社会の実現に向けた環境意識の向上を図り、技術力・開発力を強化し、新商品および新工法を提供していくことで更なる社会資本の整備と充実に貢献してまいります。

④　資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み

当社グループでは、対処すべき課題も含めた中期経営計画の達成に向けて取り組みながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。業績面での売上や利益水準の向上とともに、財務の健全性を維持し資本コストや資本収益性を意識した最適な資本構成の実現に向けた取り組みを実施してまいります。当社の資機材を管理する工場部門では、働き手の高齢化と将来の人手不足に対応し、同時に生産性を追求した設備投資を積極的に推進してまいります。工事部門と加工部門では環境負荷軽減と工期短縮、現場の潜在需要を見定めた新工種および加工案件の更なる研究と機械への投資を継続し、必要に応じてM＆Ａ（企業合併・買収等）やアライアンス（業務提携等）を検討しながら収益力拡大を目指してまいります。

業績に裏付けられた安定且つ適正な配当を継続しつつ、中期経営計画の達成に着実に取り組むことで、定量的指標の改善を目指し、全てのステークホルダーの期待に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第74期 2022年３月期	第75期 2023年３月期	第76期 2024年３月期	第77期 (当連結会計年度) 2025年３月期
売上高	31,876	35,104	34,543	35,585
経常利益	965	1,548	1,926	2,077
親会社株主に帰属する当期純利益	749	1,038	1,372	1,534
１株当たり当期純利益	209円36銭	290円18銭	383円35銭	428円72銭
総資産	43,304	43,732	43,345	43,969
純資産	27,454	28,219	29,813	30,926

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジ運輸株式会社	47百万円	100.0%	一般貨物自動車運送事業
ディ・ケイ・コム株式会社	20百万円	100.0%	一般建設機械工事業

（注）当社の子会社は２社であり、上記子会社は連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループの事業内容は、鋼矢板（シートパイル）、H形鋼、鋼製山留材、覆工板などの建設基礎工事用鋼製重仮設資材、仮設システム橋梁、各種補強土壁製品、建築用鉄骨加工品などの販売、賃貸及び資材提供に附帯する設計、工事、加工、運送などであります。

(8) 主要な営業所及び工場（2025年３月31日現在）

① 当社

名称	(所在地)		
本店	(東京都中央区日本橋本町一丁目６番５号) (本店事務所　東京都中央区日本橋本町三丁目７番２号)		
東京支店	(東京都中央区)	札幌支店	(北海道札幌市)
東北支店	(宮城県仙台市)	関東支店	(埼玉県さいたま市)
名古屋支店	(愛知県名古屋市)	関西支店	(大阪府大阪市)
道東営業所	(北海道帯広市)	青森営業所	(青森県上北郡)
岩手営業所	(岩手県北上市)	秋田営業所	(山形県酒田市)
山形営業所	(山形県酒田市)	茨城営業所	(茨城県稲敷郡)
千葉営業所	(千葉県千葉市)	横浜営業所	(神奈川県横浜市)
新潟営業所	(新潟県新潟市)	静岡営業所	(静岡県静岡市)
北陸営業所	(富山県富山市)		
札幌工場	(北海道江別市)	青森工場	(青森県上北郡)
仙台工場	(宮城県岩沼市)	山形工場	(山形県酒田市)
茨城工場	(茨城県稲敷郡)	千葉工場	(千葉県市原市)
新潟工場	(新潟県新発田市)	名古屋工場	(愛知県知多郡)
北陸工場	(富山県高岡市)	関西工場	(京都府綴喜郡)

(注) 1．道東営業所は2024年7月1日に移転しております。
2．北陸営業所は2024年5月7日に移転しております。
3．道東工場は2024年6月30日に閉鎖しております。

② 子会社

名称	(所在地)
フジ運輸株式会社	(千葉県市原市)
ディ・ケイ・コム株式会社	(東京都江東区)

(9) 従業員の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
493名	1名減

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
391名	3名増	45.4歳	18.4年

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2025年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	125百万円
三井住友信託銀行株式会社	75百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	50百万円
みずほ信託銀行株式会社	50百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　14,766,700株

(2) 発行済株式の総数　4,000,000株

（注） 自己株式421,019株を除いた発行済株式の総数は3,578,981株であります。

(3) 株主数　3,647名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三井物産スチール株式会社	492,700	13.76
住友生命保険相互会社	214,400	5.99
明治安田生命保険相互会社	183,108	5.11
日本製鉄株式会社	165,770	4.63
大樹生命保険株式会社	165,100	4.61
株式会社みずほ銀行	113,704	3.17
日本生命保険相互会社	105,839	2.95
丸藤ビル株式会社	104,203	2.91
丸藤シートパイル取引先持株会	64,270	1.79
志村久男	56,800	1.58

（注） 1．当社は自己株式421,019株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	加藤七郎	
代表取締役社長	羽生成夫	社長執行役員　営業本部長
取締役	矢部隆光	常務執行役員　管理本部長　環境安全部・財経部・内部統制監査室・経営企画部・業務改革システム部管掌　総務人事部担当
取締役	宮下典久	執行役員　環境安全部・内部統制監査室・財経部担当
取締役	坂本慎一	執行役員　営業副本部長　工場統括部・工事統括部・技術統括部・札幌支店・東北支店・名古屋支店・関西支店管掌　業務統括部・東京支店・関東支店担当
取締役	吉永康樹	公認会計士、公認会計士・税理士　吉永康樹事務所所長
取締役	関根修一	弁護士、青木・関根・田中法律事務所　パートナー弁護士
常勤監査役	米山和希	
常勤監査役	深堀眞二	
監査役	内山裕	税理士、内山裕税理士事務所所長

（注）１．取締役　吉永康樹氏及び関根修一氏は社外取締役であります。
２．監査役　深堀眞二氏及び内山裕氏は社外監査役であります。
３．監査役　内山裕氏は税理士の資格を有しております。財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役　吉永康樹氏及び関根修一氏、監査役深堀眞二氏及び内山裕氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
５．2024年６月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、監査役平田厚氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役吉永康樹氏、関根修一氏、監査役米山和希氏、深堀眞二氏及び内山裕氏は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合には塡補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

ア. 役員報酬等の内容に決定に関する方針等

当社は、2021年３月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、固定報酬としての基本報酬、当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬により構成し、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、毎月支給する固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、経済動向、当社の業績、従業員給与等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ｃ．業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結経常利益を主な指標として設定される係数を基本報酬に乗じた額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。

ｄ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申を踏まえて決定しなければならないこととする。

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	154 (10)	119 (10)	34 (－)	－ (－)	12 (4)
監　査　役 （うち社外監査役）	37 (20)	27 (14)	9 (5)	－ (－)	5 (3)
合　　計 （うち社外役員）	191 (30)	147 (24)	44 (5)	－ (－)	17 (7)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
2．業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であります。当該指標を選択した理由は業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。なお、当事業年度を含む経常利益（選定した業績指標）の推移は１．（５）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
3．取締役の金銭報酬の額は、2006年６月29日開催の第58回定時株主総会において年額220百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は２名）です。
4．監査役の金銭報酬の額は、2006年６月29日開催の第58回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。
5．取締役会は、各取締役の基本報酬の額ならびに業績を踏まえた賞与の評価配分の決定は代表取締役社長執行役員羽生成夫に委任しております。委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

ア．重要な兼職先と当社との関係

取締役　吉永康樹氏は、公認会計士・税理士吉永康樹事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

取締役　関根修一氏は、青木・関根・田中法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

監査役　内山裕氏は、内山裕税理士事務所の所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はございません。

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会は当事業年度において14回開催しております。

監査役会は当事業年度において13回開催しております。

① 取締役　吉永 康樹氏

2024年6月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち全て出席しております。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に会計等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役　関根 修一氏

2024年6月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回出席しております。主に弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 監査役　深堀 眞二氏

2024年6月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち全て出席しており、監査役会には10回のうち全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて企業経営に関する豊富な経験に基づく高い見識から発言を行っております。

④ 監査役　内山　裕氏

当事業年度開催の取締役会には14回のうち11回出席、監査役会には全て出席しております。出席した会議におきましては、必要に応じて税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況（2025年３月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	八重洲監査法人	有限責任監査法人トーマツ
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	38百万円	１百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円	１百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その基本となる「内部統制システムの基本方針」の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という）は法令遵守が企業活動の前提であることを認識しており、当社は、コンプライアンス体制強化のため「コンプライアンス行動規範」の周知徹底を図り、必要な組織の設置、教育等を行う。

② 役職員が、「コンプライアンス行動規範」に抵触する事態を発見した場合、コンプライアンス委員会に通報する体制を維持及び向上することに努める。

③ コンプライアンス委員会が、重要な問題を取締役会へすみやかに報告できる体制を維持及び向上することに努める。

④ 取締役会は、法令、社内規程等の遵守状況について、内部統制監査室が監査を行う体制を維持及び向上することに努める。また、内部統制監査室は、他の牽制・監視機能を持つ部門と連携を強化し、監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令、社内規程等に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び子会社は、法令及び定款違反その他の事由で損失の危険のある業務執行行為が発見または通報された場合には、原則としてコンプライアンス委員会が、発見または通報された内容とそれがもたらす影響等について検討を加え、その結果を取締役会に報告する。

② 取締役は、担当部署においてリスクに対応するため、規則・マニュアル等の制定・配布・研修等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営計画のマネジメントについては、各業務執行部門において、毎年策定される年度計画に基づき、目標達成のために活動し、取締役会においては、経営計画が当初の予定通り進捗しているか、毎月その結果をレビューし、目標未達の要因分析、改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

② 日常の職務遂行に際しては、職責権限規程及び組織・職務分掌規程に基づき権限の委譲、分掌を行い、各責任者は社内諸規程に定める意思決定ルールに則り業務を遂行する。

(5) 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の企業集団のコンプライアンス統括組織は、当社コンプライアンス委員会とする。

② 子会社の取締役、監査役を担当する当社の役職員は、子会社の役職員に必要なレビューを行うなど、それぞれの担当分野において子会社の情報把握に努めると共に、相互に十分な情報の交換を行う。

③ 当社子会社の社長は、当社社長に子会社の経営状況について毎月報告を行う。また担当取締役は重要課題について取締役会にも報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役補助者は配置していないが、監査役は必要と判断した場合、内部統制監査室所属の職員に特命の監査を命ずることができるほか、内部統制監査室は監査役の要望した事項についての監査も実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役より特命の監査を命じられた職員は、その命令に関しては取締役、内部統制監査室長等の指揮命令を受けない。

② 内部統制監査室の人事については、取締役と監査役で意見交換を行う。

(8) 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 役職員は監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

② 監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。

③ 監査役は、取締役、会計監査人とそれぞれ情報の交換を行い、相互の連携を図る。

④ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑤ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を支払うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムの維持・向上に努める。その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価、必要に応じ是正し、金融商品取引法及び関連法令等との整合性を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 役職員は、「コンプライアンス行動規範」に基づき、反社会的な勢力や活動に対して毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じてはならない。

② 総務担当者は、管轄警察署と連携を保ち、関係行政機関主催の研修活動への参加を通じて、反社会的勢力に関する情報収集を行う。

③ 反社会的勢力から接触があった場合、総務人事部が中心となり、その対応に当たる。また、警察のほか顧問弁護士等に相談し、適切な措置を講ずる。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役７名(内社外取締役２名)で構成されており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

一方、各監査役は取締役会に出席し必要に応じ意見を述べると共に、監査役会において各取締役より業務執行状況の聴取を定期的に行っております。

更に常勤監査役は、経営会議等の各種重要会議に出席すると共に、監査計画に基づき、各営業拠点、工場並びに子会社の往査、重要な資産の確認、会計監査人・内部統制監査室並びに子会社監査役との定期及び必要に応じての随時の情報交換、業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点の日常業務レベルでの把握、モニタリングを行い、より実効的な監査を通じて取締役の業務執行の適正性、妥当性確保に向けて経営監視機能の強化を図っております。

（注） 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**32,854**	**流動負債**	**12,227**
現金及び預金	5,092	支払手形及び買掛金	4,499
受取手形、売掛金及び契約資産	10,086	電子記録債務	4,349
電子記録債権	2,185	短期借入金	500
商品	405	未払法人税等	287
建設資材	14,636	契約負債	1,183
仕掛品	79	賞与引当金	591
貯蔵品	61	役員賞与引当金	54
その他	322	工事損失引当金	5
貸倒引当金	△16	その他	755
固定資産	**11,115**	**固定負債**	**815**
有形固定資産	**6,737**	繰延税金負債	433
建物及び構築物	899	退職給付に係る負債	38
機械装置及び運搬具	1,251	資産除去債務	101
土地	4,198	その他	242
建設仮勘定	224	**負債合計**	**13,043**
その他	163	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**90**	**株主資本**	**29,918**
投資その他の資産	**4,286**	資本金	3,626
投資有価証券	1,290	資本剰余金	5,206
退職給付に係る資産	1,091	利益剰余金	22,097
繰延税金資産	26	自己株式	△1,010
その他	1,910	**その他の包括利益累計額**	**1,007**
貸倒引当金	△31	その他有価証券評価差額金	671
		退職給付に係る調整累計額	335
		純資産合計	**30,926**
資産合計	**43,969**	**負債純資産合計**	**43,969**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	金額	
売上高		**35,585**
売上原価		**29,124**
売上総利益		**6,460**
販売費及び一般管理費		**4,881**
営業利益		**1,579**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	58	
受取地代家賃	379	
売電収入	55	
その他	92	592
営業外費用		
支払利息	4	
不動産賃貸費用	34	
固定資産処分損	12	
売電費用	25	
その他	15	93
経常利益		**2,077**
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	89	103
特別損失		
工場閉鎖損失	7	7
税金等調整前当期純利益		**2,173**
法人税、住民税及び事業税		575
法人税等調整額		63
当期純利益		1,534
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,534**

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,626	5,206	20,956	△1,009	28,778	694	340	1,034	29,813
当期変動額									
剰余金の配当			△393		△393				△393
親会社株主に帰属する当期純利益			1,534		1,534				1,534
自己株式の取得				△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△23	△4	△27	△27
当期変動額合計	－	－	1,140	△0	1,140	△23	△4	△27	1,112
当期末残高	3,626	5,206	22,097	△1,010	29,918	671	335	1,007	30,926

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社の数　2社
   連結子会社の名称は、フジ運輸株式会社、ディ・ケイ・コム株式会社であります。
2. 持分法の適用に関する事項
   該当する会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
   ① 有価証券
   その他有価証券
   市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
   ② 棚卸資産
   建設資材…… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
   商品・貯蔵品…… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
   仕掛品…… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
   (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
   ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
   ② リース資産 …… ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
   ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
   ③ 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
   但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
   ④ 投資その他の資産 …… 投資不動産については定額法によっております。
   (3) 重要な引当金の計上基準
   ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   ② 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
   ③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
   ④ 工事損失引当金 …… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

工事売上高の計上基準

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、7年間で均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたる履行義務の充足により認識する収益

(1) 当連結会計年度に計上した金額　（単位：百万円）

売上高のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法によった完成工事高	12,590

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社では、当連結会計年度末までの工事進捗部分について、履行義務の充足が認められる工事について一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積り工事原価総額に対する発生原価に基づくインプット法を用いております。

当該方法により認識される完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額を見積り、工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定された進捗度を、工事収益総額に乗じて算出しております。

工事は施工場所、施工条件等によって様々であり、工事原価総額の見積りは個別性が強く、工事案件ごとの実行予算によって行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は工程進捗に伴う外注費や経費等であります。

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、工事着工後に、事前予測が困難な事象が発生したことにより見積り変更が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．当連結会計年度の受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	282百万円
売掛金	8,852百万円
契約資産	951百万円
計	10,086百万円

2．減価償却累計額

有形固定資産	10,521百万円

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記」の「1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数　　普通株式　4,000,000株
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	393	110.0	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	465	130.0	2025年3月31日	2025年6月27日

（注）2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として提案する予定であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の信用限度管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を日々把握する体制としております。連結子会社についても、当社の信用限度管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社及び連結子会社では、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,290	1,290	－
資産計	1,290	1,290	－

（注）　「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるものが大半を占めており時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,290	－	－	1,290
資産計	1,290	－	－	1,290

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益376百万円は営業外収益に、賃貸費用34百万円は営業外費用に計上しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
1,447	8,387

（注）当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額によっております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上形態					合計
	販売収入	賃貸収入	工事収入	運送収入	加工料収入	
顧客との契約から生じる収益	12,353	4,656	12,590	3,216	2,768	35,585
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	12,353	4,656	12,590	3,216	2,768	35,585

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1)販売収入

顧客と販売契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

(2)賃貸収入

顧客と賃貸契約を締結し、資材を出庫または引き渡した時点から入庫までの賃貸期間にわたり充足される履行義務に対して収益を期間計上しております。

(3)工事収入

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

(4)運送収入

資材を顧客の指定した場所に運搬する（あるいは、当該場所から引き取る）契約で、運搬車上への積卸時に納品書または受取書が取り交わされた時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

(5)加工料収入

①整備加工

顧客と整備料を合意締結し、顧客が便益を享受した後の資材を当社が引き取り、検収・合意の時点で履行義務が充足され収益を計上しております。

②受注加工

顧客と受注加工契約を締結し、資材の出庫または引き渡した時点において顧客に当該資材に対する支配が移転したと判断したことで履行義務が充足され、収益を計上しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた契約資産ならびに契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	11,611	11,321
契約資産	1,213	951
契約負債	1,233	1,183

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　8,641円01銭
2. １株当たり当期純利益　428円72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

項目	金額	項目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**31,313**	**流動負債**	**11,712**
現金及び預金	3,983	支払手形	263
受取手形	281	電子記録債務	4,349
電子記録債権	2,125	買掛金	3,882
売掛金	8,471	短期借入金	500
契約資産	914	未払金	315
商品	405	未払費用	214
建設資材	14,636	未払法人税等	245
仕掛品	79	前受収益	31
貯蔵品	57	預り金	22
前払費用	159	契約負債	1,183
その他	213	賞与引当金	521
貸倒引当金	△16	役員賞与引当金	44
		工事損失引当金	5
固定資産	**10,403**	その他	132
有形固定資産	**6,241**		
建物	791	**固定負債**	**553**
構築物	94	繰延税金負債	243
機械装置	941	資産除去債務	101
車両運搬具	3	その他	209
工具器具備品	54	**負債合計**	**12,266**
土地	4,046	**（純資産の部）**	
リース資産	83	**株主資本**	**28,779**
建設仮勘定	224	資本金	3,626
無形固定資産	**86**	資本剰余金	5,206
ソフトウェア	64	資本準備金	5,205
その他	22	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	**4,076**	利益剰余金	20,957
投資有価証券	1,290	利益準備金	906
関係会社株式	449	その他利益剰余金	20,050
前払年金費用	600	買換資産特定積立金	348
投資不動産	1,316	別途積立金	16,950
長期貸付金	26	繰越利益剰余金	2,752
関係会社長期貸付金	19	自己株式	△1,010
その他	405	**評価・換算差額等**	**671**
貸倒引当金	△31	その他有価証券評価差額金	671
		純資産合計	**29,450**
資産合計	**41,717**	**負債純資産合計**	**41,717**

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

項目	金額	
売上高		**33,265**
売上原価		**27,530**
売上総利益		**5,735**
販売費及び一般管理費		**4,581**
営業利益		**1,153**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	58	
受取地代家賃	386	
売電収入	55	
その他	82	590
営業外費用		
支払利息	4	
不動産賃貸費用	33	
固定資産処分損	12	
売電費用	25	
その他	13	90
経常利益		**1,654**
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	89	102
特別損失		
工場閉鎖損失	7	7
税引前当期純利益		**1,748**
法人税、住民税及び事業税		447
法人税等調整額		51
当期純利益		**1,249**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産特定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,626	5,205	0	5,206	906	348	16,950	1,897	20,101
当期変動額									
剰余金の配当								△393	△393
当期純利益								1,249	1,249
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	855	855
当期末残高	3,626	5,205	0	5,206	906	348	16,950	2,752	20,957

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,009	27,924	694	694	28,619
当期変動額					
剰余金の配当		△393			△393
当期純利益		1,249			1,249
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△23	△23	△23
当期変動額合計	△0	854	△23	△23	831
当期末残高	△1,010	28,779	671	671	29,450

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

建設資材…… 先入先出法による原価から減耗費を控除する方法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品…… 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品…… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

(2) リース資産 …… ・所有権移転ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産であり、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
但し、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 投資その他の資産 …… 投資不動産については定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 工事損失引当金 …… 請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、当事業年度末日では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準
工事売上高の計上基準
一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたる履行義務の充足により認識する収益

(1) 当事業年度に計上した金額 （単位：百万円）

売上高のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法によった完成工事高	10,357

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、当事業年度末までの工事進捗部分について、履行義務の充足が認められる工事について一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、見積り工事原価総額に対する発生原価に基づくインプット法を用いております。

当該方法により認識される完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額を見積り、工事原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定された進捗度を、工事収益総額に乗じて算出しております。

工事は施工場所、施工条件等によって様々であり、工事原価総額の見積りは個別性が強く、工事案件ごとの実行予算によって行っております。当該見積りに用いられる主要な仮定は工程進捗に伴う外注費や経費等であります。

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、工事着工後に、事前予測が困難な事象が発生したことにより見積り変更が生じた場合、翌事業年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額

有形固定資産	8,719百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	63百万円
短期金銭債務	250百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	0百万円
仕入高	1,725百万円
営業取引以外の取引による取引高	15百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の数　421,019株
2. 自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	420,787	232	－	421,019

（注）自己株式の株式数の増加232株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	14百万円
賞与引当金	159百万円
未払事業税	22百万円
退職給付引当金	102百万円
減損損失	365百万円
収益認識会計基準による影響額	55百万円
その他	160百万円
繰延税金資産小計	881百万円
評価性引当額	△387百万円
繰延税金資産合計	494百万円
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△158百万円
退職給付信託設定益	△89百万円
退職給付信託財産評価損	△116百万円
その他有価証券評価差額金	△293百万円
収益認識会計基準による影響額	△38百万円
その他	△41百万円
繰延税金負債合計	△737百万円
繰延税金負債の純額	△243百万円

関連当事者との取引に関する注記

重要な取引がないため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額	8,228円73銭
2. １株当たり当期純利益	349円03銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

丸藤シートパイル株式会社
取 締 役 会　　御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員	公認会計士　辻　田　武　司
業務執行社員	公認会計士　山　田　英　二
業務執行社員	公認会計士　伊　藤　裕　之

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸藤シートパイル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示

する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月13日

丸藤シートパイル株式会社
取 締 役 会　　御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員	公認会計士　辻　田　武　司
業務執行社員	公認会計士　山　田　英　二
業務執行社員	公認会計士　伊　藤　裕　之

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸藤シートパイル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価選定に係る相当性に関して検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

丸藤シートパイル株式会社　監査役会

常勤監査役　米山和希　㊞

常勤監査役　深堀眞二　㊞

社外監査役　内山　裕　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けており、業績に裏付けされた安定的且つ適正な利益配分を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、業績等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき130円

総額　465,267,530円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、取締役会の招集権者および議長（現行定款第 22 条）を変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （招集権者及び議長）	第４章　取締役および取締役会 （招集権者及び議長）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第22条　取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれにあたる。 ２．前項の招集権者および議長に支障があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。

第３号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役７名全員は任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	羽生（はにゅう）　成夫（しげお） （1959年３月５日生）	1991年１月　当社入社 2009年４月　当社東京支店工事第一部長 2015年６月　当社執行役員東京支店工事第一部長 2016年11月　当社執行役員工事統括部長兼工事第三部長 2017年６月　当社取締役執行役員、営業管理部長、工事統括部管掌、業務部、工場管理部担当 2019年４月　当社取締役執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、技術統括部管掌、業務部担当 2019年６月　当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部長、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当 2019年10月　当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部管掌、技術統括部担当 2020年６月　当社取締役常務執行役員、営業管理部長、工場統括部、工事統括部、業務部、技術統括部管掌 2021年４月　当社取締役常務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務部、技術統括部管掌 2021年12月　当社取締役常務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務統括部、技術統括部管掌 2022年６月　当社取締役専務執行役員、営業管理部、工場統括部、工事統括部、業務統括部、技術統括部管掌 2023年５月　当社取締役専務執行役員、営業本部長、東京支店、関東支店、名古屋支店、工場統括部、工事統括部、技術統括部管掌、札幌支店、東北支店、関西支店担当 2024年４月　当社代表取締役社長執行役員、営業本部長、東北支店、関東支店、名古屋支店、工場統括部、工事統括部、技術統括部、業務統括部管掌、札幌支店、東京支店、関西支店担当 2025年４月　当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	2,900株
	〔取締役候補者とした理由〕 主に工事部門の業務に携わり、全店の現業部門の統括責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、代表取締役として経営の重要事項の決定及び経営全般についての的確かつ公正な監督に十分な役割を果たしており適任であることから、改めて選任するものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	矢部 隆光（やべ たかみつ） （1961年７月20日生）	1985年４月　三井物産株式会社入社 2013年１月　Mi-King s.r.o Joint Managing Director（出向） 2016年３月　三井物産スティールトレード株式会社代表取締役社長（出向） 2018年11月　三井物産株式会社鉄鋼製品本部エネルギー・輸送インフラ鋼材事業部 2019年５月　PT MICS Steel Indonesia President Director（出向） 2021年６月　当社監査役 2024年３月　当社監査役辞任 2024年４月　当社常務執行役員、管理本部長、環境安全部、財経部、内部統制監査室、経営企画部、業務改革システム部管掌、総務人事部担当 2024年６月　当社取締役常務執行役員、管理本部長、環境安全部、財経部、内部統制監査室、経営企画部、業務改革システム部管掌、総務人事部担当 2025年４月　当社取締役常務執行役員、管理本部長、総務人事部担当 現在に至る	200株
	〔取締役候補者とした理由〕 商社鉄鋼部門での豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督などに適任であることから、選任するものであります。		
3	宮下 典久（みやした のりひさ） （1964年８月13日生）	1988年４月　当社入社 2016年６月　当社財経部長 2020年６月　当社執行役員財経部長 2022年４月　当社執行役員、財経部、内部統制監査室担当 2023年５月　当社執行役員、財経部担当 2024年４月　当社執行役員、環境安全部、内部統制監査室、財経部担当 2024年６月　当社取締役執行役員、環境安全部、内部統制監査室、財経部担当 現在に至る	700株
	〔取締役候補者とした理由〕 主に財経部門の業務に携わり、当社業務に関する豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、選任するものであります。		
4	坂本 慎一（さかもと しんいち） （1965年12月１日生）	1991年７月　当社入社 2014年４月　当社東京支店営業第二部長 2016年６月　当社関西支店長 2021年４月　当社関東支店長 2023年５月　当社執行役員関東支店長 2024年６月　当社取締役執行役員、営業副本部長、東北支店、関東支店、名古屋支店、工場統括部、工事統括部、技術統括部、業務統括部管掌、札幌支店、東京支店、関西支店担当 2025年４月　当社取締役執行役員、営業本部長、業務部担当 現在に至る	0株
	〔取締役候補者とした理由〕 主に営業部門の業務に携わり主要支店の責任者として、豊富な経験と深い見識を有しており、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督に適任であることから、選任するものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>吉永　康樹
（1960年８月１日生）</td><td>1991年10月　青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所
1999年11月　公認会計士吉永康樹事務所所長
2006年７月　株式会社財務戦略ナカチ　代表取締役社長
2024年６月　当社社外取締役
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕
吉永康樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての専門的見地並びに企業経営等に関する豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>関根　修一
（1953年12月25日生）</td><td>1984年４月　弁護士登録　第一東京弁護士会入会
1984年４月　酒巻・植松・青木法律事務所
1985年４月　青木総合法律事務所
1987年４月　青木・関根・田中法律事務所　パートナー弁護士
2024年６月　当社社外取締役
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕
関根修一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的見地並びに企業法務等に関する豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員としての当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の社外取締役であります。
３．吉永康樹氏及び関根修一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．当社は吉永康樹氏及び関根修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、吉永康樹氏、関根修一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
５．当社は吉永康樹氏及び関根修一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉永康樹氏及び関根修一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
６．吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
７．吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
８．吉永康樹氏及び関根修一氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定もなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
９．吉永康樹氏及び関根修一氏は当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)
【取締役候補者のスキルマトリックス】

	氏名	当社における地位	企業経営	営業 業界知識	事業戦略 マーケティング	人事労務 ダイバーシティ 社会性向上	財務・会計	DX ＩＴ	学術 技術 環境	リスク マネジメント 法務	国際経験	内部統制 ガバナンス
1	羽生　成夫	取締役社長執行役員	○	○	○			○	○	○		○
2	矢部　隆光	取締役常務執行役員	○		○	○		○			○	○
3	宮下　典久	取締役執行役員					○					○
4	坂本　慎一	取締役執行役員		○	○			○				
5	吉永　康樹	社外取締役	○		○		○					
6	関根　修一	社外取締役								○		○

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査深堀眞二氏が任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
深堀眞二（ふかぼりしんじ） （1964年11月２日生）	1988年４月　三井物産株式会社入社 2008年12月　三井物産（広東）貿易有限公司鉄鋼製品部長 2015年４月　三井物産スチール株式会社プロジェクト鋼材部門副部門長兼プロジェクト開発部長（出向） 2016年４月　三井物産（中国）有限公司長春分公司総経理兼瀋陽出張所長（在長春） 2019年５月　三井物産スチール株式会社中部統括本部副本部長（出向） 2021年７月　三井物産株式会社鉄鋼製品本部自動車部品事業部部長補佐 2024年６月　当社社外監査役 現在に至る	0株
〔社外監査役候補者とした理由〕 商社鉄鋼製品部門及び関係会社での豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外監査役候補者としております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．深堀眞二氏は、社外監査役候補者であります。
３．深堀眞二氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．当社は、深堀眞二氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としており、深堀眞二氏の再任が承認された場合は当初契約を継続する予定であります。また、深堀眞二氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失の場合は除く）。深堀眞二氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．深堀眞二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
阿部正暢（あべまさのぶ） （1966年４月４日生）	1990年４月　株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社 2004年８月　中小企業診断士登録 2023年１月　あべ中小企業診断士事務所代表 現在に至る	0株

〔補欠社外監査役候補者とした理由〕

阿部正暢氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、中小企業診断士としての豊富な経験に基づく高い見識を有し、更に業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠監査役候補者としております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．阿部正暢氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．阿部正暢氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額を予定しております。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を当該保険契約によって塡補することとしております。（ただし、故意または重過失の場合は除く）。阿部正暢氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場　　航空会館　５階会議室
住所　　東京都港区新橋一丁目18番１号

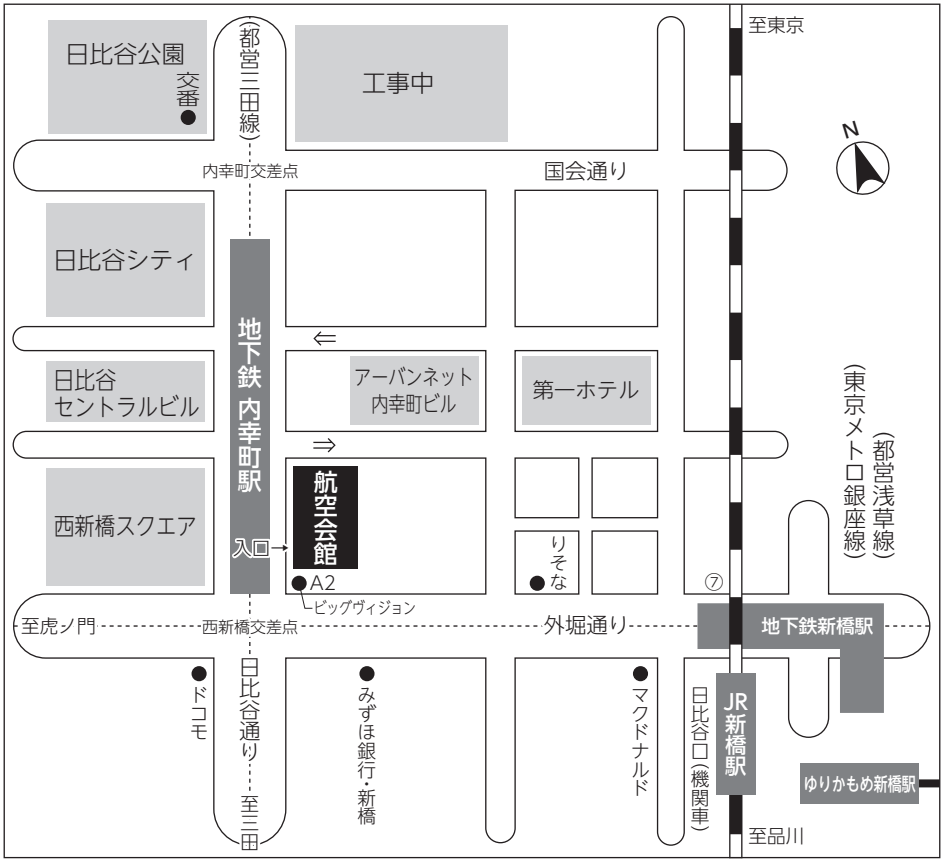

会場最寄駅

- **Ｊ　Ｒ 新橋駅　　日比谷口　　徒歩６分**
- **地下鉄 新橋駅　　⑦出口　　徒歩５分　　（東京メトロ銀座線／都営浅草線）**
- **地下鉄 内幸町駅　　Ａ２出口　　徒歩１分　　（都営三田線）**